共同企業体協定書 (参考)

(目的)						
第1条	当共同企業体は, 岡]山市基幹業	務システム統	合運用業務	(第4期)	委託(以下「委詞
業務」	という。) を共同連続	帯して営むこ	ことを目的とす	- る。		
(名称)						
第2条	当共同企業体は,				共同:	企業体(以下「台
業体」	という。) と称する	0				
(事務)	所の所在地)					
第3条	企業体は、事務所を					に置く。
(成立の	の時期及び解散の時期])				
第4条	企業体は、今和	年 月	<u>目</u> に成立し	,委託業務の	の委託期間	終了後3か月を紅
過する	までの間は、解散す	ることがで	きない。			
2 前項	頁の規定にかかわらず	,委託業務	を受託するこ	とができなれ	かったとき	は,企業体は, 🗎
該委託	ビ業務に係る委託契約	が締結され	た日に解散す	るものとする	5.	
(構成員	員の住所及び名称)					
第5条	企業体の構成員は、	次のとおり	とする。			
	第1構成員	住所				
		名称				
	第2構成員	住所				
		名称				
	第3構成員	住所				
		名称				
(代表者	音の名称)					
第6条	企業体は,第1構成員	員である				_を代表者とする
なお,	代表者は, 受託業務	の全体調整,	,進捗管理を征	行うものとす	つ る。	
(代表者	者の権限)					
第7条	企業体の代表者は	季託業務の	実施に関し	企業体を代表	表して そ	の権限を行うこと

第7条 企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金の請求、 受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条 削除

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項

について協議の上決定し、委託業務の実施に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、______とし、共同企業体の名称を冠した 代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。 (決算)

第12条 企業体は、委託業務の完了後、当該委託業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託期間途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 14 条 構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本委託業務を完了するまでは脱退することができない。
- 2 構成員のうち委託期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

(構成員の除名)

- 第14条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、委託期間途中において重要な義務の不履行 その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認 により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。 (委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)
- 第 15 条 構成員のうちいずれかが委託期間途中において破産又は解散した場合においては、 第 14 条第 2 項を準用するものとする。

(代表者の変更の禁止)

第 15 条の 2 正当な理由がなく、代表者が脱退すること又は、代表者を除名することはできない。

(解散後のかし担保責任)

第 16 条 企業体が解散した後においても、当該委託業務につきかしがあったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

,	及び	は
	·	

上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を<u>通</u>作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通を委託者に提出し、残りを各自所有するものとする。

令和 年 月 日

第1構成員 住 所

名称

第2構成員 住 所

名称

代表者名 印

第3構成員 住 所

名称

代表者名

印